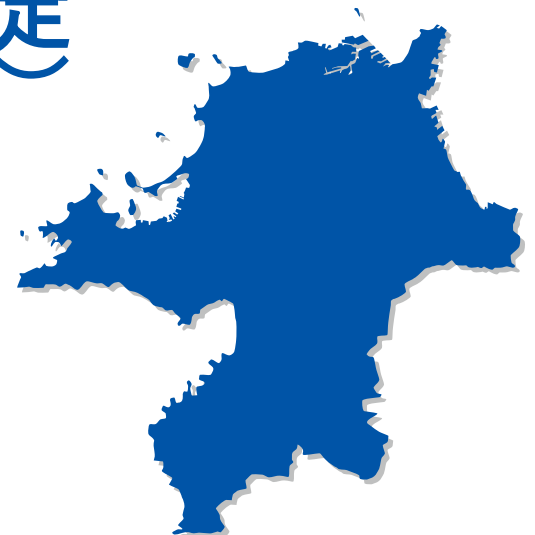


福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）



人権が尊重される

心豊かな社会の実現に向けて



2018
平成30年3月改定

福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）



福岡県人権教育・啓発基本指針

発行日／平成30年3月
編集／福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-643-3325 FAX 092-643-3326
E-mail:chosei@pref.fukuoka.lg.jp

平成30年3月発行
福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

福岡県行政資料	
分類記号 HH	所属コード 4620100
登録年度 29	登録番号 0003

基本指針の改定に当たって

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は、私たち共通の目標です。

1948年(昭和23年)の「世界人権宣言」以来、国際連合を中心に、人権が尊重される社会の確立に向けたさまざまな取組みが進められてきました。

我が国においても、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、人権に関する制度の整備や条約の批准など、人権に関する諸施策が推進されています。

本県では、2000年(平成12年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2003年(平成15年)に本県の人権教育・啓発の基本的方向を示す「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、本県の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきたところです。

しかしながら、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな場面で、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する偏見や差別が見られます。

また、情報化や国際化が進む中、インターネット上の人権侵害や性的少数者の人権問題が新たに顕在化するなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会状況の変化や県民意識の調査結果を踏まえ、このたび、基本指針を改定しました。

この基本指針に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かな社会を実現するため、より一層、人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

基本指針の改定に当たり、熱心にご議論いただきました福岡県人権施策推進懇話会の皆さま、ご意見をお寄せいただいた県民の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成30年3月



福岡県知事 小川 洋

目	次
第1章 はじめに	
1 基本指針策定の趣旨	1
2 基本指針の性格	2
第2章 人権を取り巻く状況	
1 国際社会における取組み	3
2 我が国における取組み	4
3 本県における取組み	5
第3章 人権教育・啓発の基本方針	
1 基本理念	6
2 人権教育・啓発の基本的あり方	6
3 人権教育・啓発推進の考え方	6
(1) 多様な機会の提供	
(2) 効果的な手法の採用	
(3) 自主性の尊重	
第4章 人権教育・啓発の推進	
1 人権教育	
(1) 学校教育における人権教育	9
(2) 社会教育における人権教育	13
2 人権啓発	
(1) 県民に対する人権啓発	16
(2) 企業における取組み	20
3 特定職業従事者に対する取組み	22
第5章 分野別の施策の推進	
1 同和問題	23
2 女性	28
3 子ども	32
4 高齢者	36
5 障がいのある人	40
6 外国人	46
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	49
8 犯罪被害者等	53
9 インターネットによる人権侵害	56
10 性的少数者	58
11 さまざまな人権課題	60
(1) 生活困窮者等	
(2) 北朝鮮当局による拉致被害者等	
(3) その他	
第6章 推進体制等	
1 県の推進体制	63
2 国及び市町村との連携	63
3 関係団体等との連携	63
4 基本指針の見直し	63

資料

○ 用語解説	68
○ 人権関係年表	74
○ 世界人権宣言	82
○ 日本国憲法（抄）	87
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	91
○ 人権教育・啓発に関する基本計画	93
○ 福岡県人権施策推進懇話会設置要綱	130
○ 福岡県人権施策推進懇話会委員名簿	131
○ 福岡県人権教育・啓発施策策定会議設置要綱	132